## 八王子市長 石森孝志様

滝山病院問題を考える市民と議員の連絡会議

## 滝山病院問題に関する要請及び質問書

私たちは「滝山病院問題を考える議員と市民の連絡会議」と申します。滝山病院において発生した、入院患者に対する虐待・暴行事件に心をいためる自治体議員、国会議員、市民団体、個人によって結成された連絡会議です。現在280団体・個人が加入しております。

本年2月に滝山病院への警視庁の家宅捜索とNHK「ルポ 死亡退院 ~精神医療・闇の実態~」が放映されて以来、約7カ月が経過しましたが、事件の真相解明、入院患者(被害者)の退院・転院、地域移行などの救済はほとんど実施されていません。

さて、生活保護法は中核市の市長の権限として、指定医療機関が生活保護法第51条第2項 各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部 若しくは一部の効力を停止することができる旨規定しています。

## 【生活保護法第51条第2項各号】

- 一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。
- 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
- 五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは 福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反し たとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

【第51条第2項各号おわり】

そこで、以下の要請及び質問事項に関する文書回答を、10月17日(火)17時までに下記メールアドレスあてに送信願います。

## 要請 • 質問事項

- 1. 八王子市が本件を認識したのはいつ、どのような情報によってでしたか。
- 2. その後、八王子市はどのような対応を取られましたか。
- 3. 厚労省は現在、国民健康保険法に規定されている診療報酬の不正請求という観点から調査を行っておりますが、一方で中核市である八王子市は上記生活保護法上の権限を有する主体として、厚労省とは違う独自性を是非発揮していただきたいと思います。その意味で、今般、虐待・暴行事件が発生した滝山病院は、上記第51条第2項第9号をはじめとする諸項目に該当すると思われますが、いかがですか。
- 4. 同じく同条同項に照らし、八王子市は滝山病院に対して速やかに指定医療機関の取り消しを行うべきと考えますが、いかがですか。
- 5. 滝山病院では不適切かつ過剰な薬品投与が、強く疑われています。八王子市は厚労省等 と連携してこの事実の把握に努めていらっしゃいますか。
- 6. 本件に対する八王子市の今後の対応方針についてご教示ください。
- 7. 報道によると、八王子市は8月31日に厚労省や東京都と共同で滝山病院に指導に入りました。この指導を通して明らかになった事柄に関して、当連絡会議、八王子市議との間で、意見交換のための場を是非設定願います。

以上

文書回答送付先:

滝山病院問題を考える市民と議員の連絡会議事務局(参議院議員天畠大輔事務所) 〒100-8962 東京都千代田永田町2-1-1 参議院議員会館316号室

電話:03-6550-0316、FAX:03-6551-0316

メールアドレス: nakajima@daisuke-tenbata.jp